

雇用調整助成金について

【目的】

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額相当額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

【支給対象事業主】

受給できる事業主は、次の①～⑤に該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業所の事業主
- ② 次の生産量要件を満たす事業主
売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること
- ③ 次の雇用量要件を満たす事業主
雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値が前年同期と比べ、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上増加していないこと
- ④ それぞれ次のいずれにも該当する休業等又は出向（3か月以上1年内の出向をいいます。）を行う事業主
 - a 対象期間内（事業主が指定した日から1年間）に実施されるもの
 - b 労使間の協定によるもの
 - c 事前に管轄都道府県労働局又はハローワークに届け出たもの
 - d 休業について、休業手当の支払いが労働基準法第26条に違反していないこと
 - e 教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと
 - f 出向について、出向労働者の同意を得たものであること
- ⑤ 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。

【支給対象労働者】

雇用保険被保険者（ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。）

【支給内容】

- 助成内容と受給できる金額

	大企業	中小企業
休業等を実施した場合の休業手当または賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率）	1／2	2／3
教育訓練を実施したときの加算（額）	(1人1日当たり) 1,200円	

(※) 1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額(平成25年8月1日現在 7,830円)が限度となります。
(教育訓練の場合の加算額は上限額に含まない。)

- 支給限度日数 1年間で100日、3年間で150日